



切手と写真部分を郵便物に貼って、ご利用いただけます。
 写真部分だけでは、切手としてご利用いただけません。
 郵便料金納付のためにこの切手をご利用の場合、写真部分に消印がかかることがあります。

©秋田県観光振興局

